

平成 2 3 年 9 月 2 8 日

平成 2 3 年第 3 回 岬町議会定例会

第 3 日 会議録

平成23年第3回(9月)岬町議会定例会第3日会議録

○平成23年9月28日(水)午前10時30分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 奥 野 学
5番 出 口 実	6番 竹 内 邦 博	7番 小 川 日出夫
8番 竹 原 伸 晃	9番 田 島 乾 正	10番 中 原 晶
11番 道 工 晴 久	12番 豊 国 秀 行	13番 和 田 勝 弘
14番 辻 下 正 純	15番 反 保 多喜男	

欠席議員 0 名

傍 聴 0 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田 代 堯	総務企画部理事 谷 下 泰 久
総 括 理 事 笠 間 光 弘	しあわせ創造部理事 岡 本 茂
総務企画部長 中 口 守 可	会計管理者兼理事 淵 原 義 仁
直轄理事兼総務 企画部理事兼 財政改革部理事 中 村 光 延	直轄副理事 保 井 太 郎
財政改革部長 白 井 保 二	総務企画部副理事 中 田 道 徳
しあわせ創造部長 芦 田 貴志雄	財政改革部副理事 四至本 直 秀
都市整備部長 末 原 光 喜	
水道事業理事 南 康 明	

教育次長 古谷 清

危機管理監 亀崎 義夫

○本会の書記は次のとおりであります。

議会議務局長 入口 博行

議会議務局副理事 大山 鐵男

議事日程

日程1

三常任委員長報告

日程2 議案第76号

土地明渡請求事件に係る和解の件

(午前10時30分 開議)

○川端啓子議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成23年第3回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時30分です。

本日の出席議員は14名、全員出席です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○川端啓子議長 日程1、三常任委員長報告を行います。

過日、9月7日の本会議において、総務文教、厚生、事業の各委員会に付託いたしました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに、事業委員長の報告を求めます。事業委員長、鍛冶末雄さん。

○鍛冶事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をいたします。

9月7日の本会議において、本委員会に付託されました5件の議案については、9月13日、21日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第47号、平成23年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件のうち、本委員会に付託をされた案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第62号、平成22年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で認定されました。

次に、議案第67号、平成22年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で認定されました。

次に、議案第68号、平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で認定されました。

次に、議案第75号、平成22年度岬町水道事業会計決算認定の件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された5議案は可決・認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

○川端啓子議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、反保多喜男さん。

○反保厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告をいたします。

9月7日の本会議におきまして、本委員会に付託されました10件の議案については、9月14日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議案第47号、平成23年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第48号、平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件につきましては、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第49号、平成23年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件につきましては、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第52号、岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件につきましては、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第62号、平成22年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託されました案件については、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第64号、平成22年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第65号、平成22年度岬町老人保健特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、

満場一致で認定されました。

議案第66号、平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第69号、平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

議案第70号、平成22年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件につきましては、委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された10議案は可決・認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

○川端啓子議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、田島乾正さん。

○田島総務文教委員会委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をします。

9月7日の本会議において、本委員会に付託されました11件の議案については、9月15日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告します。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりであります。よろしく申し上げます。

議案第47号、平成23年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第50号、平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第51号、岬町税条例等の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答・反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第53号、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、満場一致で可決されました。

議案第54号、岬町財産区管理条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり質疑応答があり、挙手多数で可決されました。

議案第62号、平成22年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり質疑応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第63号、平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第71号、平成22年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件から、議案第74号、平成22年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件までの4件については、一括議題とし、委員会記録のとおり質疑応答があり、4件とも満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された11議案ともに可決・認定すべきものと決定しております。

以上で、報告を終わります。

○川端啓子議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第47号「平成23年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、次に賛成の方の発言を許可します。

中原議員。

○中原 晶議員 本件の中には防災対策、特に津波の対策について公共施設への海拔表示板の設置の予算が盛り込まれておりまして、この件について高く評価をするものであります。

なお、設置後に関しましては、住民の皆さんに広く周知をし、日常から意識をしていただけるように働きかけを行い、有効な活用をこの場で改めて求めておきたいと思っております。

もう1点、産業集積にかかわる予算化がありましたが、地域産業の活性化を図るという目的に

ふさわしい運用をこの場で求めて賛同したいと思います。

○川端啓子議長 中原議員の討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 では、小川議員どうぞ。

○小川日出夫議員 本件につきましては、厚生委員会及び行財政改革委員会の間でもご意見申し上げましたところではありますが、この場におきまして要望しておきたいと思います。

赤バスの件でございます。赤バスの運営補助金に対する補正予算については、本年度の残り8カ月分とし、1カ月150万円掛ける8で1、200万円が必要だということです。この件に対する補正予算を聞きましたが、私はこの理由について納得はしていません。

このような話は当初予算の作成当時に議論すべきものです。減価償却の話は何年も前からわかっていることです。ましてや、行革ではこの運営補助金を3,800万円に削減する話が進んでおります。5年間で2,000万円の削減を掲げておきながら、今回1,200万円の補正では、今まで何を議論してきたのでしょうか。

この合計3,200万円を残り4年で達成するには、1年分をもう400万円として、1年間の補助金を3,400万円にしなければ達成できません。これでは今までどおりの路線や運賃ではやっていけそうにもありません。今回の補正については、住民の大事な交通手段をとめるわけにはいきませんので賛成するものです。

ピアッツァ5の運営については大幅な削減がなされました。受益者負担とサービスの質について担当部署で早急に方針を出すことを求め賛成討論といたします。

○川端啓子議長 小川議員の討論が終わりました。

他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで討論を終わります。

これより、議案第47号「平成23年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第48号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第49号「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第49号「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決定しております。厚生委員長の報告のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号「平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第50号「平成23年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号「岬町税条例等の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 本件についての考え方は委員会の場合でも申し上げたところでありまして、
この場で改めて申し上げたいと思います。

本件については、上位法の改定に伴う条例の改定であり、その上位法の考え方に同意できない
内容が含まれていることから賛同できないと考えるものであります。

株式の配当割や譲渡所得の軽減税率の延長については、大資産家を優遇するものであり、こう
いったものこそ震災復興の予算に充てるべきもので、延長するべきではないと考えるものであり
ます。

また、納税者への罰則の強化が盛り込まれており、今後行きすぎた権力の行使が懸念されるも
のであります。

こうした点から賛成はいたしません、私自身がお見受けする範囲においては、町税の運用に
ついては比較的丁寧で実情に即した運用をされていると感じているものでありますので、今後の
運用に当たっても乱暴な権力行使とならないように、あわせて求めておきたいと思っております。

○川端啓子議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで、討論を終わります。

これより、議案第51号「岬町税条例等の一部を改正する件」について、起立により採決いた
します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号「岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第52号「岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号「スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第53号「スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号「岬町財産区管理会条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可します。

反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

中原議員。

○中原 晶議員 本件については、総務文教委員会では挙手をしませんでしたので、反対と受けとめられたかと思えますけれども、私といたしましては、委員会の時点では賛否を決しがたいと判断した結果であったということをまずはこの場で申し上げておきたいと思えます。

民主主義の観点から申し上げますと、態度表明に賛成と反対しかないというのは不完全だと考えるものであり、本来ならば保留という態度も認めるべきであると考えられるものでありますが、現時点ではルール上、賛否のみの表明となっており、委員会の段階ではより深い検討を加えたかったため挙手しないという結果にならざるを得なかったことをまずは申し上げておきたいと思えます。

本件につきましては、委員の任期について再任を認めると追記するもので、それ自体は条例を補完するものとして妥当性のある措置だと考えるものであり、賛同するものであります。

ただし、今後の運用に当たっては、委員を選任する際、地域の要望等、尊重されるように改めて強く求めて賛同いたします。

○川端啓子議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで討論を終わります。

これより、議案第54号「岬町財産区管理会条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第62号「平成22年度岬町一般会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

中原議員。

○中原 晶議員 昨年度の一般会計決算について、認定しかねるという立場を申し上げたいと思えます。

1年間の町の仕事については評価できる点、また評価できない点、さまざま含まれているのは当然のことかと思えますけれども、昨年度においては家庭ごみの無料化の継続の努力が図られた

点や、また、そのほかの審議の中で、来年度については不燃ごみの拠点回収を行うというような今後の努力方向も示されたところでもあります。

委員会の審議の中でも、人口の減少もありますけれども、減量化が進んでいるということが示され、住民の協力が図られていることが確認されたところでもあります。こういった住民の努力が実る施策の充実を今後、町としても引き続いて強めていただきたいと求めるものであります。

また、妊産婦健診の公費助成の増額や小学校など公共施設の耐震化を進めるなど、住民の安全と安心、そして願いにこたえた施策の実施が認められると考えるものであります。

しかしながら、もう一方で、昨年度においては子ども医療費の年齢の引き上げが見送られ、また、委員会の審議でも申し上げたところではありますが、相談事業については法律相談と人権相談の件数当たりの費用に大きな不均衡があると感じざるを得ない実態が示され、是正が図られないままの実施となりました。相談事業についての必要性は認めるものでありますが、相談の実態に応じた改善を求めておきたいと思っております。

また、就学援助制度においては対象となる子どもの増加傾向が続いているにもかかわらず、2007年度に縮小された基準の見直しも行われず、さらには文部科学省が示していた追加項目をふやすという措置もとらないままの実施となり、制度の充実が求められるところだと考えるものであります。

来年度予算での改善と住民の願いにこたえる施策の拡充を求めて本決算には認定しかねるという立場を申し上げます。

○川端啓子議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第62号「平成22年度岬町一般会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数です。よって、議案第62号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第63号「平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第63号「平成22年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第63号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第64号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

中原議員。

○中原 晶議員 これまで国民健康保険につきましては、高すぎる保険料の引き下げを繰り返し求めてきたものでありますが、委員会の審議において、加入者の強い願いである保険料の引き下げは実現されなかったこと、あわせて、そのことへの努力が払われなかったことが確認されたところであります。

高い保険料の支払いのために受診抑制など健康を損ないかねない実態があり、加入者の願いにこたえ、命と健康を守る責任を果たすように改めて求めるものであります。

本決算には、そういった点から認定しかねるという立場であります。

○川端啓子議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これですべての討論を終わります。

これより、議案第64号「平成22年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数です。よって、議案第64号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第65号「平成22年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第65号「平成22年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第65号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第66号「平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

中原議員。

○中原 晶議員 後期高齢者医療制度については、かねてから速やかな制度の廃止を求める立場を申し上げてきたところでありますけれども、政権交代が行われた後も公約だったこの制度の廃止が実現されないまま現在に至っております。

新しい内閣のもとでこの制度の廃止がより一層危ぶまれる状況になっていると考えるものであ

ります。

本制度の早期廃止を求める立場から、本決算の認定には賛同しないというものであります。

○川端啓子議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第66号「平成22年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立多数)

○川端啓子議長 起立多数です。よって、議案第66号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第67号「平成22年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第67号「平成22年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第67号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第68号「平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第68号「平成22年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第68号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第69号「平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

中原議員。

○中原 晶議員 介護保険につきましては、昨年度においては今期の保険料を基金の取り崩しにより引き下げをされるという英断が過去においてなされ、その努力を一定評価するというものであります。

また、委員会審議において軽度者からのサービスの取り上げにつながる総合事業の創設の見送りが確認され、妥当な判断をなされたということも考慮し、認定に反対するという立場はとりません。

しかしながら、保険あってサービスなしという制度の本質は変わらず、法改定のたびに貧しくされるばかりであることは指摘せざるを得ない点であります。

また、介護保険料が高いという声も引き続き聞かれているところでありますので、来期の保険料の引き下げと減免制度の拡充等、制度上の充実を求めて本決算認定に賛同するものであります。

○川端啓子議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで討論を終わります。

これより、議案第69号「平成22年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第69号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第70号「平成22年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第70号「平成22年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第70号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第71号「平成22年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第71号「平成22年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第71号は原案のとおり認定することに決定いたし

ました。

議案第72号「平成22年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第72号「平成22年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第72号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第73号「平成22年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第73号「平成22年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第73号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第74号「平成22年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第74号「平成22年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第74号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第75号「平成22年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、討論を行います。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 討論なしと認めます。

これより、議案第75号「平成22年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。
事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第75号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件はすべて議決されました。

各委員の皆さん、本当にご苦労様ございました。

○川端啓子議長 日程2、議案第76号「土地明渡請求事件に係る和解の件」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。都市整備部長、末原光喜さん。

○末原都市整備部長 日程2、議案第76号、土地明渡請求事件に係る和解の件についてご説明申し上げます

提案理由といたしましては、土地明渡請求事件（大阪地方裁判所堺支部平成22年（ワ）第2583号）に係る和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 和解の相手方は大阪府泉南郡岬町淡輪1770番地、社会福祉法人親光会、代表者理事西

浦緑。

2 和解の内容ですが、裏面の別紙和解条項（案）のとおりです。

3 事件の概要ですが、本件は、社会福祉法人親光会所有の土地の一部に岬町が所有する男鹿谷仮設水路が設置されていることにより、当該土地の使用、収益を妨害されたとして、相手方より土地の明け渡し及び金員の支払い等を町に求め提訴していたが、裁判所から平成23年9月20日付で和解勧告があり、これに合意が得られたものであります。

土地の場所ですが、最終ページをごらんください。資料番号1をご参照ください。丸で囲んだ部分の太線内が今回の対象箇所となります。

議案書の裏面の和解条項（案）をご参照ください。

1 原告は、平成23年10月4日、被告に対して、別紙物件目録記載1ないし3の土地のうち、別紙1の全体図面及び別紙2ないし4の各地積測量図記載のP3、HK13、P6、P7、P3を順次直線で囲んだ部分（106.56平方メートル）、P3、HK12、HK11、P5、P8、S.7、P7、P3を順次直線で囲んだ部分（347.45平方メートル）及びP8、P5、P9、S.9、P8を順次直線で囲んだ部分（8.96平方メートル）（以下、これらの土地を「本件土地」という。）を代金370万3,760円（1平方メートル当たり8,000円）で売り渡し、被告はこれを買受ける。

2 原告は、本件土地につき速やかに分筆登記手続を行い、被告に対し所有権移転登記手続をする。ただし、登記手続費用は被告の負担とする。

3 被告は、原告に対し、第1項の売買代金370万3,760円を前項の登記手続申請を行った日から30日以内に支払う。

4 原告は、被告に対するその余の請求を放棄する。

5 原告及び被告は、原告と被告との間に、本件に関し本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

6 訴訟費用は各自の負担とする。

右の物件目録をご参照ください。

買受ける土地は、大阪府泉南郡岬町淡輪1806番地、1804番地、1805番地の3筆となっております。

次に、別紙1をご参照ください。

今回の買受ける土地の全体図面を添付しております。この資料は、別紙2から別紙4に添付しております地積測量図では位置関係がわかりにくいために添付されております。

図中の左から1806の2番地、1804の2番地、1805の2番地が買い受ける部分となります。

次に、別紙2をご参照ください。

この資料は、1804番地の分筆部分を示しておりまして、①の1804の2番地が買い受ける部分となります。面積は、左上の求積表で地積347.45平方メートルとなります。

次に、別紙3をご参照ください。

この資料は、1805番地の分筆部分を示しておりまして、①の1805の2番地が買い受ける部分となります。面積は、求積表の地積で8.96平方メートルとなります。

次に、別紙4をご参照ください。

この資料は、1806番地の分筆部分を示しておりまして、①の1806の2番地が買い受ける部分となります。面積は、求積図の地積で106.56平方メートルとなります。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○川端啓子議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許可いたします。

次に、原案に賛成の方の発言を許可いたします。

小川議員。

○小川日出夫議員 本件につきましては、過去の事業委員会の場合でもご意見申し上げましたように、この場におきまして要望しておきたいと思います。

平成15年に親光会と岬町長が結んだ協定に基づいて7,000万円を超える工事費を施行することについて、平成21年12月の補正予算計上時にももっと別の解決方法があるのではないかと提案させていただきました。

その内容は、今回和解案に示されているのと同じように、土地を買収してしまうことだったと記憶しております。今回の結果については、工事費も安価におさまり満足すべきものであると思っております。

しかしながら、当時の協定書の締結については、十分な調査がなされず、安易に解決を急ぎず

ぎたものだと考えております。

今後、協定書の作成に当たっては、内容を十分調査し、弁護士等の助言も得て締結するよう要望して賛成討論を終わります。

○川端啓子議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○川端啓子議長 これで討論を終わります。

これより、議案第76号「土地明渡請求事件に係る和解の件」を、起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員)

○川端啓子議長 満場一致です。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって平成23年第3回岬町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午前11時24分 閉会)

以上の記録が本町議会平成23年第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年9月28日

岬町議会

議 長 川 端 啓 子

議 員 小 川 日出夫

議 員 竹 原 伸 晃